

選挙特集

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日10月27日(日) 7時～20時

【投票できる人】

今回の選挙で投票できる人は、次の要件に該当し、刈谷市の選挙人名簿に登録されている人です。

- ①日本国籍を有していること
- ②平成18年10月28日以前に出生していること
- ③令和6年7月14日以前に刈谷市に転入届を出して、3か月以上刈谷市に住んでいること
- ④公職選挙法で定める選挙権を有しない者に該当しないこと

令和6年7月15日以後に刈谷市へ転入届を出した人の投票

令和6年7月15日以後に刈谷市へ転入届を出した人は、刈谷市の選挙人名簿に登録されませんので刈谷市で投票することはできません。他市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、その登録地での投票になります。

【投票所入場券】

一通の封筒に世帯全員分の投票所入場券を入れて郵送します。投票日には自分の券を投票所へお持ちください。この券をなくしたり届かなかった人は、投票所でその旨を申し出てください。

【選挙公報】

候補者の経歴や政策をお知らせする選挙公報は、10月25日(金)ごろまでにお届けする予定です。また、市役所及び各市民センターにも置かれるほか、愛知県選挙管理委員会のホームページにも掲載される予定です。

【期日前投票】

投票日当日、何らかの用務により投票所へ出かけられない人は、次のとおり期日前投票ができます。

期間 10月16日(水)～10月26日(土)
時間 8時30分～20時

ところ 市役所、北部市民センター、東刈谷市民センター

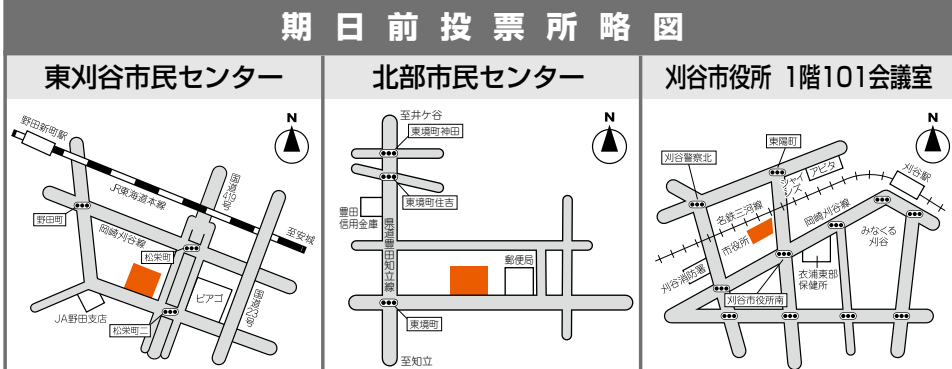
主な期日前投票の理由

- ▽仕事や結婚式等のため投票に行けない場合
- ▽旅行や外出等で投票区域外にいる場合
- ▽天災や悪天候により投票所に到達することが困難な場合

※投票所入場券の裏面が期日前投票宣誓書となっています。期日前投票にお越しの際は、事前に記入していただくことと円滑に投票できます。

なお、投票所入場券は、公示日(10月15日(火))以降順次郵送します。投票所入場券が届いていない場合でも投票することができます。この場合、本人確認をさせていただきますので、ご了承ください。

期日前投票所略図



※印が投票所です。

※市役所で投票される際は、平日17時30分以降と土・日は市役所北側の2階建て立体駐車場をご利用いただけません。平面駐車場、または第2駐車場をご利用ください。

【不在者投票】

指定病院や指定老人ホームに入っている人は、そこで不在者投票ができます。施設の職員におたずねください。

また、遠隔地に滞在している人も、刈谷市選挙管理委員会に請求すれば、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

【郵便等による投票】

身体に障害がある選挙人等の投票については、投票所での投票方法のほか郵便等による不在者投票があります。

あらかじめ刈谷市選挙管理委員会に申請して、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

選挙の際には投票日の4日前までに、郵便等投票証明書を添えて投票用紙を刈谷市選挙管理委員会に請求してください。折返し郵送された投票用紙を投票用封筒に入れて、投票日に間に合うように郵便等で刈谷市選挙管理委員会あてに返送してください。

【投票日】

10月27日(日) 7時～20時

投票所へは投票時間内に投票所入場券を持ってお出かけください。投票時間終了間際は混雑する場合があります。お時間に余裕を持ってお越しください。

【投票所の確認】

投票日当日は、市内39か所に投票所を設置します。投票に出かける前に投票所を確認してください。あなたの投票所は投票所入場券に書かれている場所です。それ以外の投票所では投票できません。

また、足の不自由な人や車椅子を使用されている人は、係員が介助します。

【投票方法】

投票所の受付に投票所入場券を出すと、係員が本人であることを確認のうえ、衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙をお渡しします。候補者の氏名を一人だけはっきり書いて投票してください。次に衆議院比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を同時にお渡しします。比例代表の投票用紙には、政党名を一つだけはっきり書いて投票してください。国民審査の投票用紙には、やめ

させたいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を書き、やめさせなくてもよいと思う裁判官には何も書かないで投票してください。

【代理投票及び点字投票】

心身の状態等により自分で文字を書くことのできない人は、係員が代筆しますので、投票所の受付に申し出てください。また、目の見えない人で点字ができる人は、点字投票ができます。点字器は投票所に用意してありますので、係員に申し出てください。

【寄附の禁止】

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず原則禁止されています。

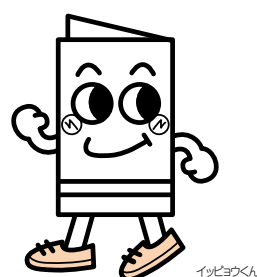
また、有権者が次のような寄附を求めてもいけません。

- 禁止されている寄附(例)
- お中元やお歳暮
- お祭りへの寄附や差入れ
- 地域行事への寸志や飲食物の差入れ

【開票】

開票は、10月27日(日)21時10分から刈谷市体育館で行います。

詳細は刈谷市選挙管理委員会
(TEL 62-11201)へ



イラスト：イッビョウくん

富士松市民センターは現在改修中のため

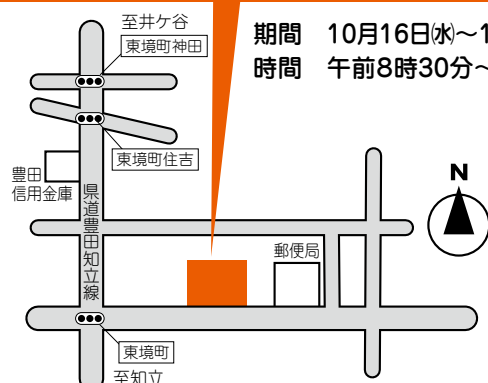
期日前及び当日の投票所を変更しています

お間違えのないようにご注意ください

期日前投票所

北部市民センター
(東境町住吉78番地2)

期間 10月16日(水)～10月26日(土)
時間 午前8時30分～午後8時



※期日前投票は3か所ある期日前投票所のうちのどの投票所でも投票できます。
(刈谷市役所、北部市民センター、東刈谷市民センター)

今川投票区 今川市民館 投票所

(今川町1丁目402番地2)

期日 10月27日(日)
投票日当日のみ

時間 午前7時～午後8時

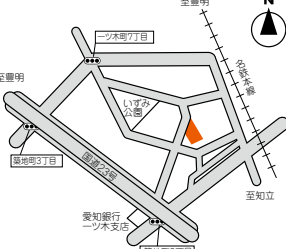
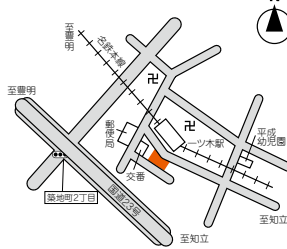
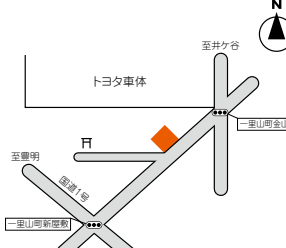
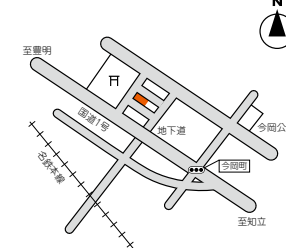
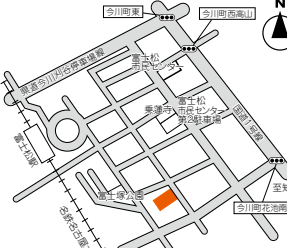
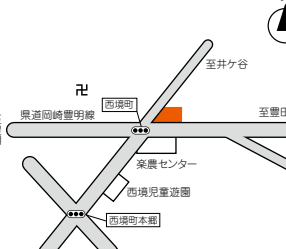
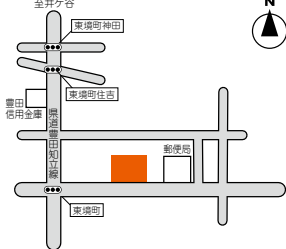
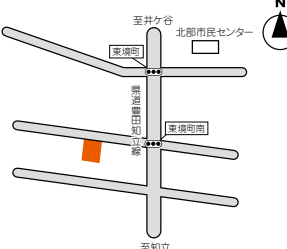
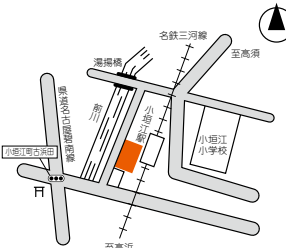
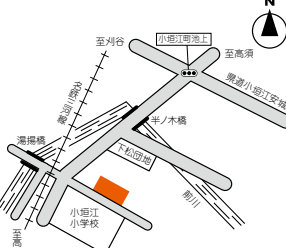
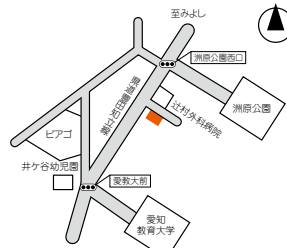
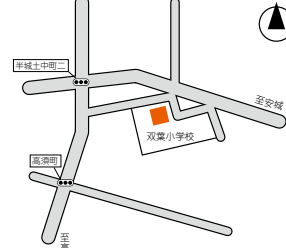
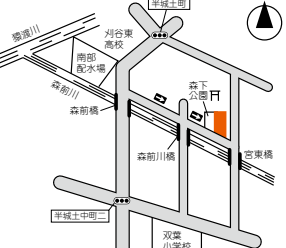
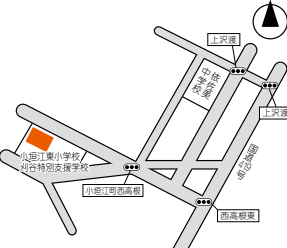
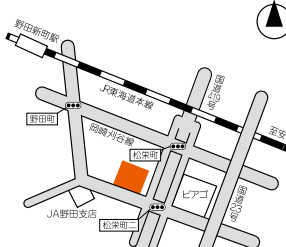
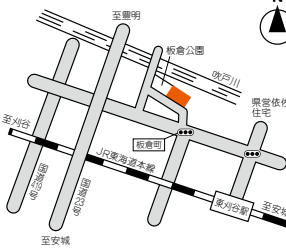
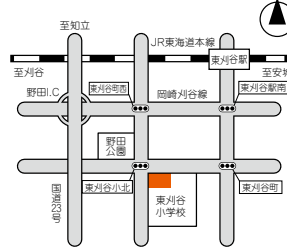


※駐車場は富士松市民センターの第2駐車場をご利用ください。

市内各投票所 略図

※ 印が投票所です。

	刈谷東部投票区 投票所 刈谷東部市民館		刈谷中部投票区 投票所 刈谷中部市民館		刈谷西部投票区 投票所 刈谷西部市民館
	小高原投票区 投票所 生きがいセンター		桜投票区 投票所 桜市民館		東陽投票区 投票所 刈谷市役所101会議室
	元刈谷第三投票区 投票所 衣浦小学校体育館		元刈谷第二投票区 投票所 元刈谷市民館		元刈谷第一投票区 投票所 住吉小学校体育館
	小山第一投票区 投票所 小山市民館		高津波投票区 投票所 高津波市民館		熊投票区 投票所 熊市民館
	恩田投票区 投票所 かりがね幼稚園		池田東新投票区 投票所 池田東新集会所		小山第二投票区 投票所 日高乳児園
	築地投票区 投票所 築地市民館		一色投票区 投票所 幸公園仮設建物		重原投票区 投票所 重原市民館

 至今川 至大府 至豊明 至立	泉田 投票所 泉田 市民館	 至豊明 至立	一ツ木第二 投票所 かりがね保育園	 至豊明 至立	一ツ木第一 投票所 一ツ木 市民館
 至豊明 至立	一里山 投票所 一里山 市民館	 至豊明 至立	今岡 投票所 今岡 市民館	 至立	今川 投票所 今川 市民館
 至豊明 至立	西境 投票所 西境 市民館	 至立	東境第二 投票所 北部市民センター	 至立	東境第一 投票所 東境 市民館
 至高須 至立	小垣江第二 投票所 小垣江 市民館	 至高須 至立	小垣江第一 投票所 小垣江 市民センター	 至高須 至立	井ヶ谷 投票所 井ヶ谷 市民館
 至安城 至高須	半城土第二 投票所 双葉小学校体育館	 至高須 至立	半城土第一 投票所 半城土 市民館	 至高須 至立	上沢渡 投票所 小垣江東小学校体育館
 至安城 至高須	野田第二 投票所 東刈谷市民センター	 至高須 至立	野田第一 投票所 南部生涯学習センター	 至高須 至立	高須 投票所 高須 市民館
 至高須 至立	東刈谷第三 投票所 東刈谷 市民館	 至高須 至立	東刈谷第二 投票所 板倉 会館	 至高須 至立	東刈谷第一 投票所 東刈谷小学校体育館